

(別紙)

様式 1

事業報告書
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 春秋会
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市松が枝町3番20号
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 昭和63年8月17日
- (4) 設立登記年月日 昭和63年8月25日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	永田 済	南長崎クリニック管理者
理事	永田 博子	
同	難波 裕幸	
同	福田 安秀	
同	力武 奏	
監事	古木 正夫	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	南長崎クリニック	長崎県長崎市松が枝町3番20号	一般病床 11床 療養病床 8床 [介護保険 8床]

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
医療法人社団春秋会 南長崎クリニック ① 通所リハビリテーション ② 短期入所療養介護 ③ 介護療養型医療施設 ④ ホームヘルパー養成研修事業	長崎県長崎市松が枝町3番20号	
長崎市大浦地域包括支援センター 【長崎市から委託を受けて管理】 ① 地域包括支援センターの受託経営 ② 介護予防支援事業	長崎県長崎市相生町1番17号	
医療法人社団春秋会 二本松荘 ① 通所介護 ② 介護予防通所介護	長崎県長崎市戸町2丁目177番28	
医療法人社団春秋会 二本松養生所 ① 認知症対応型共同生活介護 ② 介護予防認知症対応型共同生活介護 ③ 認知症対応型通所介護 ④ 介護予防認知症対応型通所介護	長崎県長崎市戸町2丁目177番28	
医療法人社団春秋会 グループホームなんくり ① 認知症対応型共同生活介護 ② 介護予防認知症対応型共同生活介護	長崎県長崎市相生町9番7号	
医療法人社団春秋会 ヘルパーステーション ライフケア	長崎県長崎市相生町9番7号	

① 障害者自立支援法にいう障害福祉サービス事業 ② 訪問介護 ③ 介護予防訪問介護 ④ 夜間対応型訪問介護		
大浦十三番館デイサービス ① 通所介護 ② 介護予防通所介護	長崎県長崎市大浦町3番21号	
小規模多機能ホームなんくり ① 小規模多機能型居宅介護 ② 介護予防小規模多機能型居宅介護	長崎県長崎市相生町9番7号	
医療法人社団春秋会 訪問看護ステーション 太陽 ① 訪問看護ステーション ② 介護予防訪問看護ステーション	長崎県長崎市大浦町3番21号	
医療法人社団春秋会 南長崎クリニック 居宅介護支援事業所 居宅介護支援事業所	長崎市相生町1番17号メゾンド田中201号	
医療法人社団春秋会 南長崎クリニック 24時間安心センター ライフケア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	長崎県長崎市大浦町3番21号	
小規模多機能ホームいきいき ① 小規模多機能型居宅介護 ② 介護予防小規模多機能型居宅介護	長崎市松が枝町3番20号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年5月25日 令和2年度決算の決定
 令和4年3月28日 予算書および借入限度額の承認に関する件
 役員報酬改定の件

法人名 医療法人社団 春秋会
 所在地 長崎市松が枝町3番20号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	650,534	I 流動負債	172,671
II 固定資産	873,381	II 固定負債	512,208
1 有形固定資産	799,930	負債合計	684,879
2 無形固定資産	1,698	純資産の部	
3 その他の資産	71,753	科 目	金 額
		I 資本金	
		II 資本剰余金	8,000
		III 利益剰余金	831,036
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	839,036
資産合計	1,523,915	負債・純資産合計	1,523,915

法人名 医療法人社団 春秋会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市松が枝町3番20号

損 益 計 算 書
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	540,109
2 事業費用	556,638
本来業務事業損失	16,529
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	727,427
2 事業費用	746,049
附帯業務事業損失	18,621
事業損失	35,150
II 事業外収益	93,624
III 事業外費用	7,063
経常利益	51,411
IV 特別利益	1,218
V 特別損失	38
税引前当期純利益	52,591
法人税等	12,421
当期純利益	40,170

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人社団 春秋会

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

所在地 長崎県長崎市松が枝町3番20号

財 産 目 録

(令和4年3月31日現在)

1. 資 産 額	1,523,915千円
2. 負 債 額	684,879千円
3. 純 資 産 額	839,036千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	650,534
B 固 定 資 産	873,381
C 資 産 合 計 (A+B)	1,523,915
D 負 債 合 計	684,879
E 純 資 産 (C-D)	839,036

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人社団 春秋会
理事長 永田 済 殿

私は、医療法人社団 春秋会の令和3年会計年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月25日
医療法人社団 春秋会
監事 古木 正夫

